|  |
| --- |
| **ヨットイベント企画運営業務委託公募要領** |

大阪府では、2025年４月から10月に「2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）」が開催されます。

開催にあたって、より多くの方に万博会場にお越しいただくため、会場外においても万博関連イベントを実施し、来場意欲の向上を図るとともに、大阪の都市魅力を国内外に広く発信して誘客を促進することとしています。

大阪・関西万博が開催される夢洲は、四方を海で囲まれており、「海」と「空」が印象強く感じられるロケーションとなっています。この特徴を活かして、多くの方が陸上だけではなく、海上からも夢洲に向かって集うことをイメージした非日常的なオンリーワンコンテンツの創出により、国内外からの万博への注目度を向上させ、大阪の魅力発信による誘客促進を目的とした事業を実施します。

**１　事業の概要**

(1)　事業名

ヨットイベント企画運営業務

(2)　事業の趣旨・目的、業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3)　予定契約期間

契約締結日から令和７年６月30日（月曜日）まで

(4)　委託上限額

２年総額　29,850千円（消費税及び地方消費税を含む）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| （各年度の上限額） | 令和６年度 | 6,000千円 | （消費税及び地方消費税を含む） |
|  | 令和７年度 | 23,850千円 | （消費税及び地方消費税を含む） |

**２　スケジュール**

|  |  |
| --- | --- |
| 令和６年８月30日（金曜日） | 公募開始 |
| 令和６年９月10日（火曜日） | 説明会開催 |
| 令和６年９月17日（火曜日） | 質問受付締切 |
| 令和６年９月30日（月曜日） | 提案書類提出締切 |
| 令和６年10月上旬　 | 選定委員会 |
| 令和６年10月中旬 | 契約締結、事業開始 |
| 令和７年６月30日（月曜日） | 事業終了 |

**３　公募参加資格**

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。なお、共同企業体で参加する者にあっては、構成員全員が該当すること。

(1)　次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

ア　成年被後見人

イ　民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第３条第３項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者

ウ　被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていない者

エ　民法第17条第１項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

オ　営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

カ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

キ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第32条第１項各号に掲げる者

ク　地方自治法施行令第167条の４第２項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(2)　民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第１項又は第２項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第１項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第１項又は第２項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第１項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

(3)　府の区域内に事業所を有する者にあっては、府税に係る徴収金を完納していること。

(4)　府の区域内に事業所を有しない者にあっては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近１事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。

(5)　消費税及び地方消費税を完納していること。

(6)　大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。

(7)　次のアからウのいずれにも該当しない者であること。

ア　大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和２年大阪府規則第61号。以下「暴力団排除措置規則」という。）第３条第１項に規定する入札参加除外者（以下「入札参加除外者」という。）

イ　暴力団排除措置規則第９条第１項に規定する誓約書違反者（以下「誓約書違反者」という。）

ウ　暴力団排除措置規則第３条第１項各号のいずれかに該当すると認められる者

(8) 府を当事者の一方とする契約（府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。）に関し、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第２条第４項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。）を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者でないこと。

**４　応募の手続き**

本事業の提案に参加を希望する者の受付手続等は、以下のとおりです。「３　公募参加資格」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出してください。

(1)　公募要領の配布及び応募書類の受付

ア　配布方法

大阪府府民文化部都市魅力創造局企画・観光課ホームページからダウンロードできます。（窓口・郵送による配布は行いません。）

　　　（<https://www.pref.osaka.lg.jp/o070070/toshimiryoku/yacht_event/yacht_event.html>）

イ　受付期間

令和６年８月30日（金曜日）から令和６年９月30日（月曜日）まで

　　・土曜日、日曜日及び祝日を除く。

・午前10時から午後５時まで（正午から午後１時までの間を除く。）

ウ　受付場所

大阪府府民文化部都市魅力創造局企画・観光課企画グループ

住所：〒559-8555　大阪市住之江区南港北１-14-16 大阪府咲洲庁舎37階

電話番号：06-6210-9335

エ　提出方法

書類は４(1)ウ受付場所に持参してください。（郵送、メール等による提出は認めません。）

オ　費用の負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

(2)　応募書類

ア　応募申込書（様式１：正本１部）

イ　企画提案書（様式２：正本１部、副本９部）

企画提案書の下部には、通しページ番号を付けてください。

ウ　応募金額提案書（様式３：正本１部、副本９部）

エ　事業実績申告書（様式４：正本１部、副本９部）

上記様式４に加え、別途、過去に実施した類似の事業実績の詳細資料がある場合は、提出してください。（様式自由：原本１部、副本９部）

オ　共同企業体で参加の場合

①　共同企業体届出書（様式５：１部）

②　共同企業体協定書（写し）（様式６：１部）

③　委任状（様式７：１部）

④　使用印鑑届（様式８：１部）

カ　誓約書（参加資格関係）（様式９：１部）

キ　事業実施体制の組織表（様式自由：正本１部、副本９部、各構成員の役割分担等が明示されているもの。）

［添付書類］

ア　定款又は寄付行為の写し（１部）（原本証明してください。）

イ　①法人登記簿謄本（１部）

・法人の場合に提出してください。

・発行日から３カ月以内のもの

②本籍地の市区町村が発行する身分証明書（１部）

・個人の場合に提出してください。

・発行日から３カ月以内のもの

・準禁治産者、破産者でないことが分かるもの

　　　③法務局が発行する成年後見登記に係る登記されていないことの証明（１部）

・個人の場合に提出してください。

・発行日から３カ月以内のもの

・「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」ことの証明

ウ　納税証明書（各１部）（未納がないことの証明：発行日から３カ月以内のもの）

①大阪府の府税事務所が発行する府税（全税目）の納税証明書

　　　　・大阪府内に事業所がない方は、本店を管轄する都道府県税事務所が発行するものに代えます。

②税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書

エ　財務諸表の写し（正本１部、副本９部：最近１カ年のもの、半期決算の場合は２期分）

①貸借対照表

②損益計算書

③株主資本等変動計算書

　　オ　障害者雇用状況報告書の写し（１部）

①常時雇用労働者数が40人以上の事業主の場合

・「障害者の雇用の促進等に関する法律」により事業主（常時雇用労働者数が40人以上)に義務化されている｢障害者雇用状況報告書（様式第６号）｣の写し

・本店所在地管轄の公共職業安定所に提出済で受付印のあるもの

　　　 　（インターネットによる報告をした場合は、受付印は不要ですが、到達を確認できる書類を併せて提出して下さい。）

②常時雇用労働者数が40人未満の事業主の場合

・「障がい者の雇用状況について」（様式10）

(3) 応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しませんのでご了解ください。

なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

(4) 応募書類の不備

応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。

(5) その他

ア　応募は１者１提案とします（共同企業体構成員として参加する場合を含む）。

イ　応募書類の提出に際しては、正本１部、副本９部をそれぞれ１部ずつＡ４ファイルに綴って提出してください。応募書類は電子媒体（CD－R等）での提出もお願いします。

ウ　副本は選定委員会での説明資料になります。提案内容をより客観的かつ公正に審査するため、提案事業者が特定できる内容や担当者名等の個人情報が記載されている場合は、副本の当該箇所を黒塗りし提出してください。

エ　正本の表紙及び背表紙には、提案事業タイトルと提案団体名を記入してください。副本は、表紙・背表紙ともに不要です。

　　　　＜記入例＞「ヨットイベント企画運営業務」提案書

　　　　　　　　　株式会社○○（法人名）

オ　書類提出後の差し替えは認めません。（大阪府が補正等を求める場合を除く。）

カ　提出書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとします。

**５　説明会**

(1)　開催日時

令和６年９月10日（火曜日）　午前11時から午後12時まで

(2) 開催場所

大阪府庁新別館北館４階会議室８（大阪市中央区大手前３丁目１-43）

(3) 申込方法

電子メール（アドレス：kikakukanko@sbox.pref.osaka.lg.jp）で参加事業者名、参加者職・氏名、連絡先を明記の上、申込みください。

※電子メール送信後、必ず電話で着信の確認をお願いします。

　電話番号：06-6210-9335

（土曜日、日曜日を除く。午前10時から午後５時まで）

　　　※件名に「説明会申込：ヨットイベント企画運営業務」と明記してください。

※会場の都合により、応募者１者につき２名まででお願いします。

　　　※口頭、電話による申込みは受け付けません。

　　　※応募にあたって説明会の参加は必須ではありません。

(4) 説明会への申込期限

令和６年９月９日（月曜日）正午まで

**６　質問の受付**

(1)　受付期間

公募開始日から令和６年９月17日（火曜日）午後５時まで

(2)　提出方法

「ヨットイベント企画運営業務」質問票（様式12）により、電子メールで受け付けます。

（アドレス：kikakukanko@sbox.pref.osaka.lg.jp）

※電子メール送信後、必ず電話で着信の確認をお願いします。

　電話番号：06-6210-9335

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後５時まで）

※件名に「質問票送付：ヨットイベント企画運営業務」と明記してください。

※質問への回答は大阪府府民文化部都市魅力創造局企画・観光課ホームページに掲示し、個別には回答しません。（<https://www.pref.osaka.lg.jp/o070070/toshimiryoku/yacht_event/yacht_event.html>）

**７　審査の方法**

(1)　審査方法

ア　(2)の審査基準に基づき、外部委員で構成する選定委員会による審査を行い、最優秀提案事業者（及び次点者）を決定します。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案事業者とします。

イ　審査方法はプレゼンテーション審査とします。プレゼンテーション審査の日時は、事前に通知を行います。プレゼンテーション審査では、事前に提出した応募書類以外の資料等を使用することはできません。また、パワーポイント等の機材は使用できませんのでご了承ください。

ウ　最優秀提案事業者の評価点が、審査の結果、100点満点中60点以下の場合は採択しません。

なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

エ　最優秀提案事業者は特別の理由がない限り、契約交渉の相手方に決定します。

(2)　審査基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 審査項目 | 審　　　査　　　内　　　容 | 配点 |
| イベントの企画・実施 | ・万博への関心を高める提案となっているか。・帆船や小型のヨットを活用し、人々が万博会場に集うイメージを表現した提案となっているか。・陸上でのイベント来場者や万博会場内においても、海上でのイベントを楽しめるような工夫がなされているか。また、大阪ならではの魅力発信による誘客促進につながる企画の提案となっているか。・現実的で実行可能な提案となっているか。 | 40点 |
| 広報に関する業務の実施 | ・本イベントの集客にあたって効果的な広報活動が具体的に提案されているか。・プロモーションについて、万博の集客への相乗効果が期待できる提案となっているか。 | 30点 |
| 事業スケジュール及び実施体制等 | ・提案業務の実施体制やスケジュールは具体的で、本事業を実施するに十分か。・安全面等について、十分な措置がとられているか。・スケジュールが現実的な工程となっているか。・提案者の過去の実績等を踏まえ、有する専門性、ネットワーク、ノウハウは本業務を実施するに十分か。・本業務の実施に係る費用は適切な積算に基づき積算されているか。・提案者の経営状況、財務状況について本業務を遂行する能力はあるか。 | 20点 |
| 障がい者雇用 | ・企業全体において、常用労働者 40.0人以上の場合、法定雇用障がい者数を超える障がい者を雇用しているかどうか。または、常用労働者 40.0 人未満の場合、１人以上障がい者を雇用しているかどうか。※共同企業体の場合は、構成員全ての企業において上記人数を雇用していることを加点の要件とする。 | 5点 |
| 価格点 | ・価格点の算定式満点（５点）×提案価格のうち最低価格／自社の提案価格※上記計算式をもって算出した数値の小数点以下第２位を四捨五入した数値を得点とする。 | 5点 |
| 合　　　　計 | 100点 |

(3) 審査結果

ア　契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択に関わらず、応募いただいた全応募者に通知します。

イ　選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を大阪府府民文化部都市魅力創造局企画・観光課ホームページ（<https://www.pref.osaka.lg.jp/o070070/toshimiryoku/yacht_event/yacht_event.html>）において公表します。応募者が２者であった場合の次点者の得点は公表しません。

①　最優秀提案事業者及び契約交渉の相手方と評価点

・品質点・価格点を配点した場合の価格点・提案金額

②　全提案事業者の名称　＊申込順

③　全提案事業者の評価点　＊得点順 内容は①に同じ

④　最優秀提案事業者の選定理由　＊講評ポイント

⑤　選定委員会委員の氏名及び選任理由

⑥　その他（最優秀提案事業者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由）

(4)　審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講じることとします。

ア　選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

イ　他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

ウ　事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。

エ　応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。

オ　その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

**８　契約手続きについて**

(1)　契約交渉の相手方に選定された者と大阪府との間で協議を行い、契約を締結します。

(2)　契約金額の支払いについては、精算払いとします。

(3)　契約に際して、暴力団排除措置規則第８条第１項に規定する誓約書（様式11）を提出いただきます。誓約書を提出しないときは、大阪府は契約を締結しません。

(4)　契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、暴力団排除措置規則第３条第１項に規定する入札参加除外者、同規則第９条第１項に規定する誓約書違反者又は同規則第３条第１項各号のいずれかに該当したと認められるときは、契約を締結しません。

(5)　契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、次のア又はイのいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがある。

ア　大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者

イ　府を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けた者

(6)　契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の５以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。

ア　国債又は地方債。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額による。

イ　政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の８割に相当する金額による。

ウ　銀行又は大阪府が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第３条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下この項において同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において、提供される担保の価値は小切手金額による。

エ　銀行又は大阪府が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。この場合において、提供される担保の価値は手形金額による。

オ　銀行又は大阪府が確実と認める金融機関に対する定期預金債権。この場合において、提供される担保の価値は当該債権の証書に記載された債権金額による。

カ　銀行又は大阪府が確実と認める金融機関の保証。この場合において、提供される担保の価値は保証書に記載された保証金額による。

(7)　(6)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。

ア　この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（保険金額は、契約金額の100分の５以上）を締結したとき。この場合においては、契約相手方は履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を大阪府に寄託しなければならない｡

イ　大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号）第68条第３号に該当する場合における契約相手方からの契約保証金免除申請書の提出（国、地方公共団体、独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人又は沖縄振興開発金融公庫と同種類及び同規模（当該契約金額の７割以上）の契約履行実績が過去２年間で２件以上ある場合で、かつ、不履行がないと認めるとき）。

ウ　大阪府財務規則第68条第６号に該当する場合。

**９　その他**

応募提案にあたっては、大阪府公募型プロポーザル方式実施基準、公募型プロポーザル方式応募提案・見積心得、公募要領、仕様書等を熟読し遵守して下さい。